

所 管 事 項 調 査

目 次

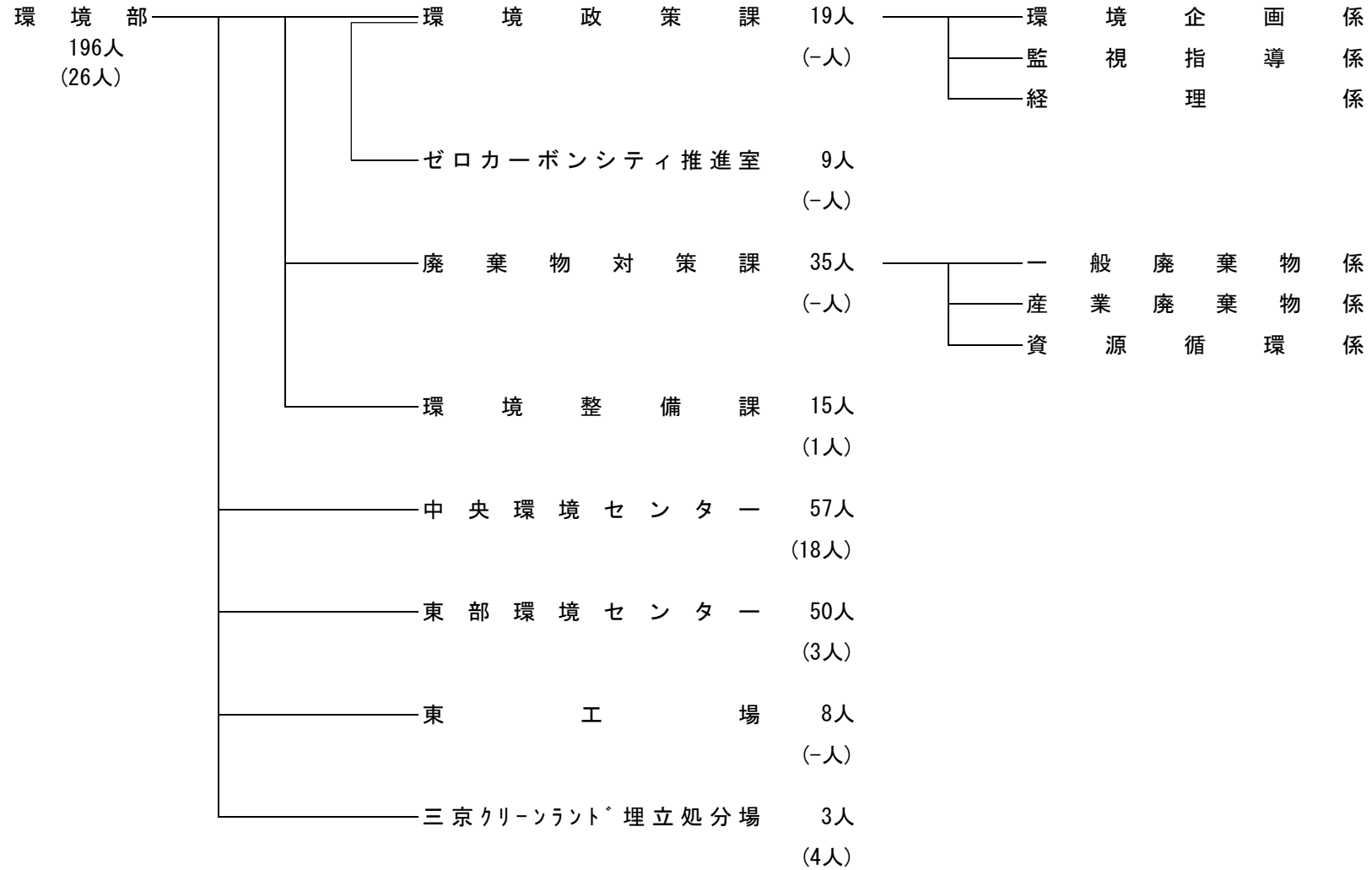
- 1 分掌事務及び事務の現況等について・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2～ 6
- 2 リユース事業（拡大）の実施について・・・・・・・・・・・・ P 7
- 3 プラスチック資源リサイクルの概要について・・・・・・・・ P 8～15
- 4 新東工場建設工事の現状について・・・・・・・・・・・・ P16～19
- 5 基本構想・基本計画等作成調について・・・・・・・・・・・・ 別冊

環 境 部
令和6年6月

1 分掌事務及び事務の現況等について

(1) 機構表

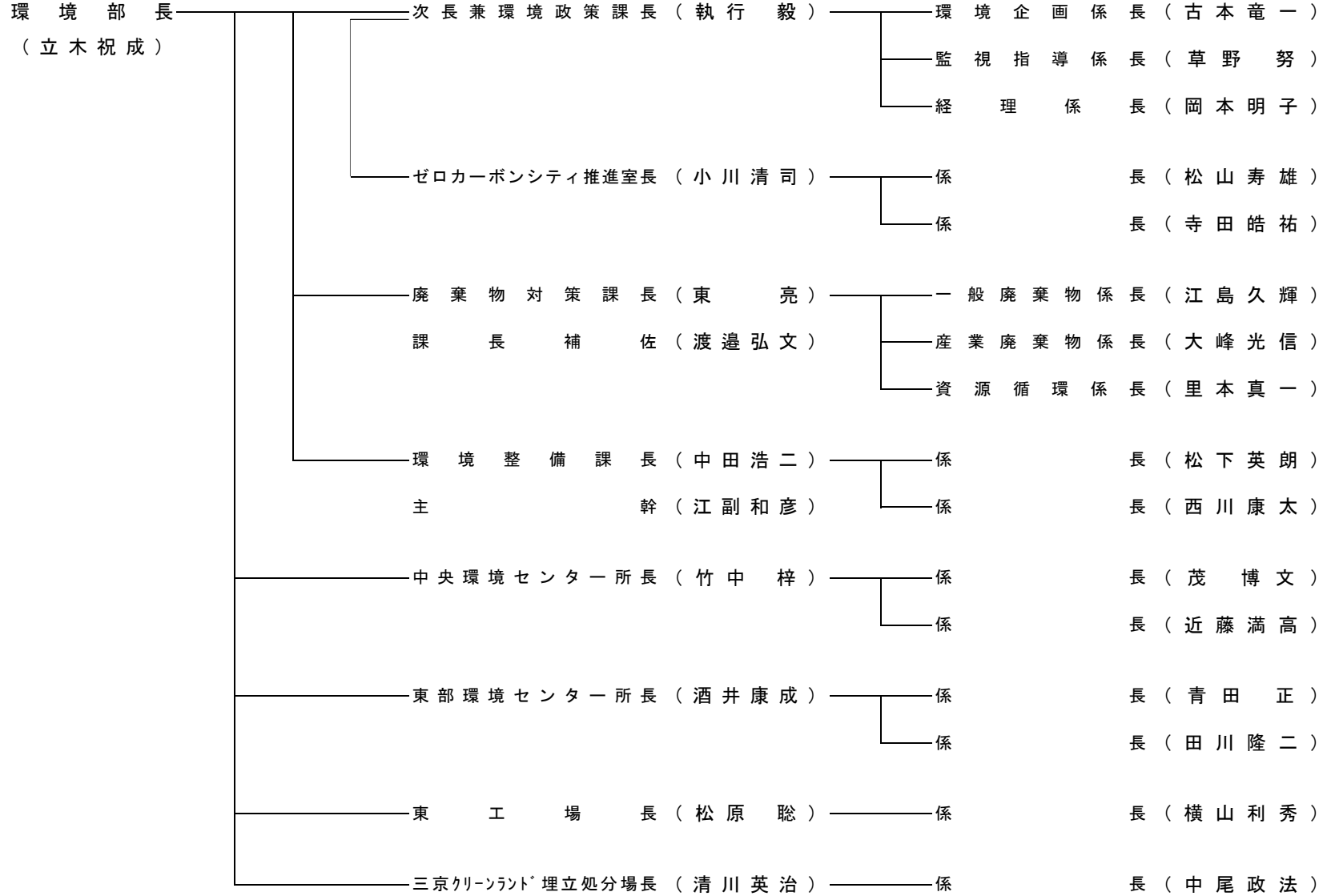
(令和6年4月1日現在)



※職員数・・・上段は正規職員、下段括弧書きは再任用職員

(2) 補職者一覧

(令和6年4月1日現在)



(3) 職員数(現員数)

(令和6年4月1日現在)

(単位:人)

所属名等		職種名等	事務職	技術職	清掃指導員	整備管理者	運転士	車両整備士	環境整備士	施設整備士	小計	再任用職員	合計
環境政策課	部長		1								19	-	19
	課長		1										
	環境企画係		4										
	監視指導係		2	6									
	経理係		5										
ゼロカーボン推進	ゼ推室		4	5							9	-	9
廃棄物対策課	課長		1								35	-	35
	課長補佐		1										
	一般廃棄物係		7										
	産業廃棄物係		5	3	10								
	資源循環係		8										
環境整備課	課長			1							15	1	16
	主幹		1										
	課員		2	10					1				
中央環境センター			3		8		10	1	35		57	18	75
東部環境センター			3		6	1	10		30		50	3	53
東工場			1	7							8	-	8
三京クリーンランド埋立処分場			1	1					1		3	4	7
合計			50	33	24	1	20	1	65	2	196	26	222

(4) 事務分掌

ア 本庁機関

所属名	内 容
環 境 政 策 課	<ol style="list-style-type: none">1 部の統括に関する事。2 部の所管に係る国庫支出金等に関する事。3 部の所管に係る予算の経理に関する事。4 環境行政に係る総合調整に関する事。5 一般廃棄物処理手数料の徴収に関する事。6 部の所管に係る労働安全衛生業務の管理に関する事。7 環境基本計画に関する事。8 地球環境の保全に関する事。9 環境教育、環境学習等に関する事。10 環境影響事前評価に関する事。11 環境の保全に係る相談に関する事。12 環境の汚染に関する監視、測定(保健環境試験所の所管に係るものを除く。)に関する事。13 環境の保全のための規制、指導(保健環境試験所の所管に係るものを除く。)に関する事。14 自然環境の保全と共生に関する事。15 愛玩飼養のための鳥獣捕獲許可及び飼養登録に関する事。16 浄化槽に関する事。17 化製場、畜舎等に関する事。18 ねずみ族及び衛生害虫の駆除等の相談に関する事。19 環境センター、東工場及び三京クリーンランド埋立処分場との連絡調整に関する事。20 清掃審議会及び環境審議会に関する事。21 一般財団法人クリーンながさき及び株式会社ながさきサステナエナジーとの連絡調整に関する事。22 ゼロカーボンシティ推進室に係る庶務、予算の経理及び連絡調整に関する事。23 部内事務の連絡調整に関する事。
ゼ ロ カ ー ボ ン シ テ ィ 推 進 室	<ol style="list-style-type: none">1 ゼロカーボンシティの推進に関する事。2 地球温暖化対策実行計画に関する事。3 エネルギー政策の総括に関する事。4 環境マネジメントシステムの市民及び事業者への啓発及び普及に関する事。5 長崎市役所の環境マネジメントシステムの推進に関する事。

廃棄物対策課	<ol style="list-style-type: none"> 1 清掃思想の普及及び啓発に関すること。 2 リサイクル思想の普及及び啓発に関すること。 3 ごみの減量化及び資源化に関すること。 4 一般廃棄物処理業の許可及び処理施設の設置許可に関すること。 5 産業廃棄物処理業の許可及び処理施設の設置許可に関すること。 6 一般廃棄物の処理の委託に関すること。 7 一般廃棄物処理業者、産業廃棄物排出事業者及び産業廃棄物処理業者の指導監督に関すること。 8 一般廃棄物の分別排出指導に関すること。 9 廃棄物の適正処理に関すること。 10 街を美しくする運動に関すること。 11 ポイ捨ての禁止等の環境の美化に関すること。 12 屋外の公共の場所における喫煙の制限に関すること。 13 廃棄物、地域清掃に関する相談に関すること。 14 廃棄物処理施設専門委員会に関すること。
環境整備課	<ol style="list-style-type: none"> 1 一般廃棄物処理施設の管理及び周辺環境整備の総括に関すること。 2 一般廃棄物処理施設の建設計画及び整備計画に関すること。 3 一般廃棄物処理計画の策定に関すること。 4 ごみ処理の広域化に関すること。 5 三京クリーンランド埋立処分場の工事の設計及び施行管理に関すること。 6 し尿の処理に関すること。 7 し尿処理施設の維持管理に関すること。 8 ごみの処分（東工場及び三京クリーンランド埋立処分場の所管に係るものを除く。）に関すること。 9 ごみ処分施設（東工場及び三京クリーンランド埋立処分場を除く。）の維持管理に関すること。

イ 出先機関

所属名	内 容
中央環境センター	<ol style="list-style-type: none"> 1 市域の中央部、西部及び北西部におけるごみ（粗大ごみを除く。）の収集及び運搬に関すること。
東部環境センター	<ol style="list-style-type: none"> 1 市域の東部におけるごみ（粗大ごみを除く。）の収集及び運搬に関すること。
東工場	<ol style="list-style-type: none"> 1 ごみの処分にに関すること。 2 施設の維持管理に関すること。
三京クリーンランド埋立処分場	<ol style="list-style-type: none"> 1 ごみの処分にに関すること。 2 三京リサイクルプラザに関すること。 3 施設の維持管理に関すること。

2 リユース事業(拡大)の実施について

(1) 概要

ものを捨てる前に人に譲るなど、もう一度使用するリユースを選択肢として意識してもらうため、粗大ごみの中からまだ使えるものを選別、インターネット掲示板「ジモティー」に出品し、市民等がリユース品を確認、譲り受ける機会を設け、希望者に引き渡すリユース事業について、新たに整備した旧西工場ストックヤードを活用し、現行の自転車のみから品数を拡大して、次のとおり実施を開始する。

(2) 引渡開始日 令和6年6月17日(月)

(3) 引渡場所及び日時

長崎市木鉢町2丁目406番地 旧西工場跡地(現中央環境センター隣接)

ストックヤード愛称「長崎市リユース倉庫きばち」

月曜日～金曜日(祝日含む)、8:00～16:30

(4) リユース品の受取り

- i 「ジモティー」で、長崎市が投稿したリユース品を閲覧する。(下記④)
- ii リユース倉庫きばちでリユース品の現物を見て、使用感や破損状況を確認する。(下記⑤)
- iii 現物の状況に了承の上、リユース品を無償で譲り受ける。(下記⑥)

(5) 運営 長崎市環境整備事業協同組合に委託



【参考】粗大ごみ回収から引渡しまでの流れ



3 プラスチック資源リサイクルの概要について

(1) 背景

ア 地球温暖化対策実行計画における廃棄物分野の野心的数値目標として、「燃やしているプラスチック類を 2030 年までにゼロにする」としている。(CO2 削減目標値:23,318t/年)

イ 現在、燃やしているプラスチック類は、年間約 8,400t(燃やせるごみの約 7.5%)と推計される。

ウ 市内で収集したプラスチック製容器包装は、市外で再商品化を行っているため、プラスチック資源が市外へ流出しており、また運搬に伴う CO2 が発生している。(市内で中間処理後、99%(約 5,000t)を北九州市内の工場(指定法人)へ運搬、再商品化)

エ 令和 4 年 4 月施行のプラスチック資源循環法(以下「法」という。)により、市町村が行っていた中間処理の省略などのメリットがあり、市町村レベルで実施可能な再商品化の制度が整備され、その結果、市内事業者の再商品化事業への参入の意欲が高まっている。

オ 先行都市の仙台市などにおいては、法第 33 条の大臣認定を受け、プラスチック製品とプラスチック製容器包装の一括回収が始まり、選別保管等の中間処理を省略するなど、分別収集から再商品化までが効率化されている。

カ プラスチック製品に係る再商品化費用は、市町村の負担となるが、容器包装リサイクル協会により再商品化事業者が指定されるため、現状のままプラスチック類の一括回収を開始すると、市外事業者に委託料を支払うこととなる。

キ 市の選別施設(2 か所)は、老朽化しており、プラスチック製品の収集を開始するためには、施設の大規模改修が必要となる。

(2) 経緯

令和 4 年 4 月 プラスチック資源循環法施行

令和 5 年 7 月～8月 公募(ゼロカーボンと地域内資源循環の促進を目的とした長崎市内でのプラスチック資源再商品化に関する提案)
・応募団体数 1者 (海野清掃産業・中央環境・山口商店・平木工業 JV)

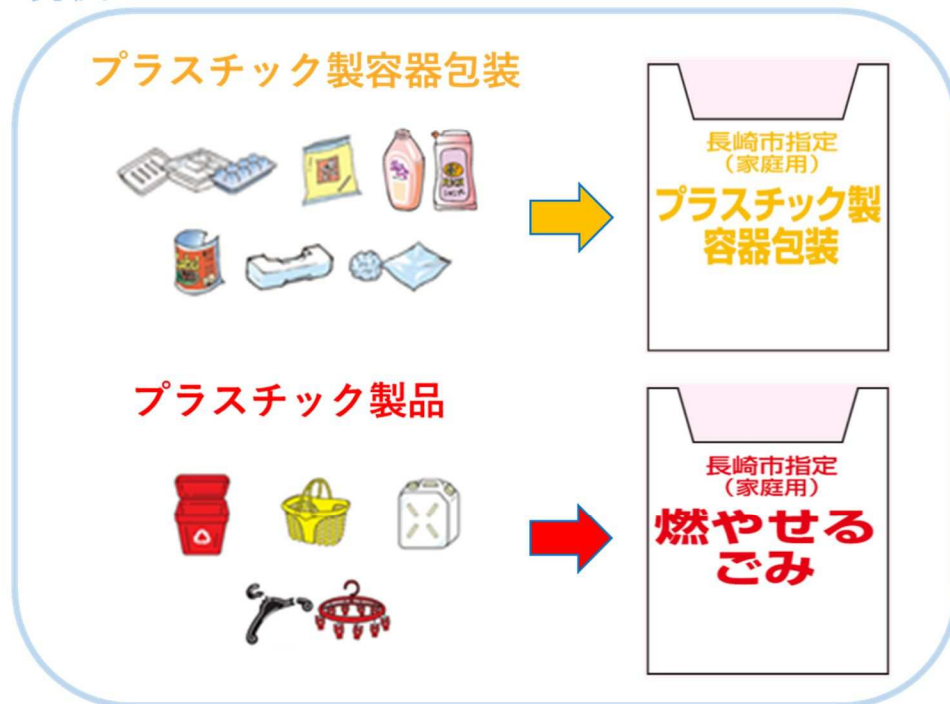
令和 6 年 2 月 再商品化計画作成に関するパートナー事業者の選定及び覚書締結
・パートナー事業者:海野清掃産業・中央環境・山口商店・平木工業 JV
・覚書の内容:再商品化計画の作成にあたり相互の連携協力及び役割分担

(3) 計画の概要

ア 分別収集物

分別収集物 ⇒ プラスチック製容器包装及びプラスチック製品

現状



一括回収



◎ 指定袋は「プラスチック製容器包装」から「プラスチック資源」に名称を変更する予定です。

◎ 指定袋にプラスチック製品も一緒に入れて、ごみステーションに出すことができます。

長崎市指定
(家庭用)
プラスチック資源

プラスチック製容器包装



収集見込量
5,000 t/年

プラスチック製品



収集見込量
2,000 t/年

ウ 開始時期

- ◎ 全市内 令和8年10月（予定）
（※開始前にモデル事業を実施（時期未定））

エ 再商品化事業者

- ◎ 海野清掃産業・中央環境
・山口商店・平木工業JV（共同企業体）

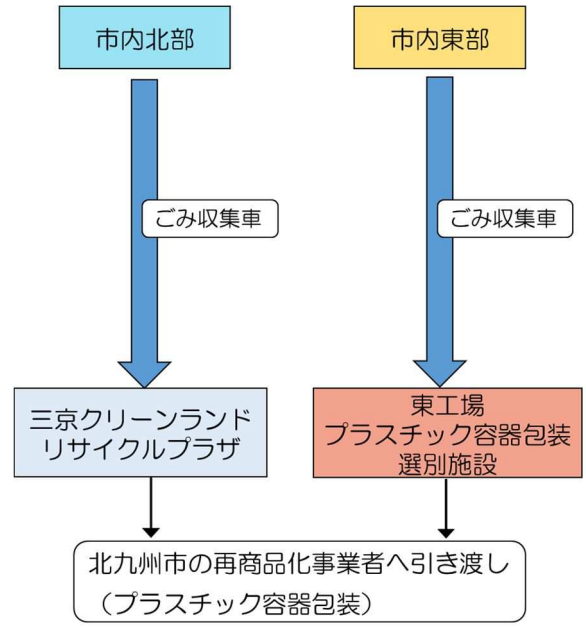
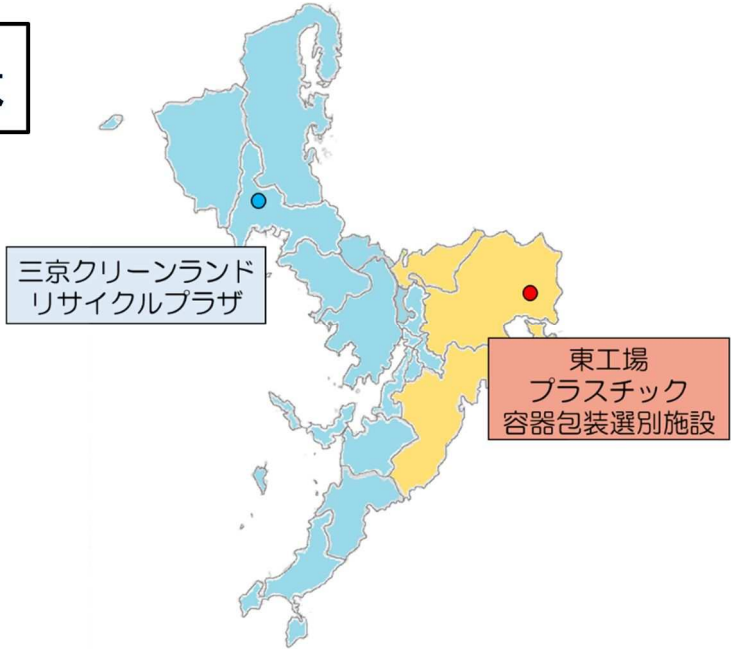
オ 施設名称・住所

- ◎ 神ノ島リサイクル工場（仮称）
- ◎ 長崎市神ノ島町3丁目189番49

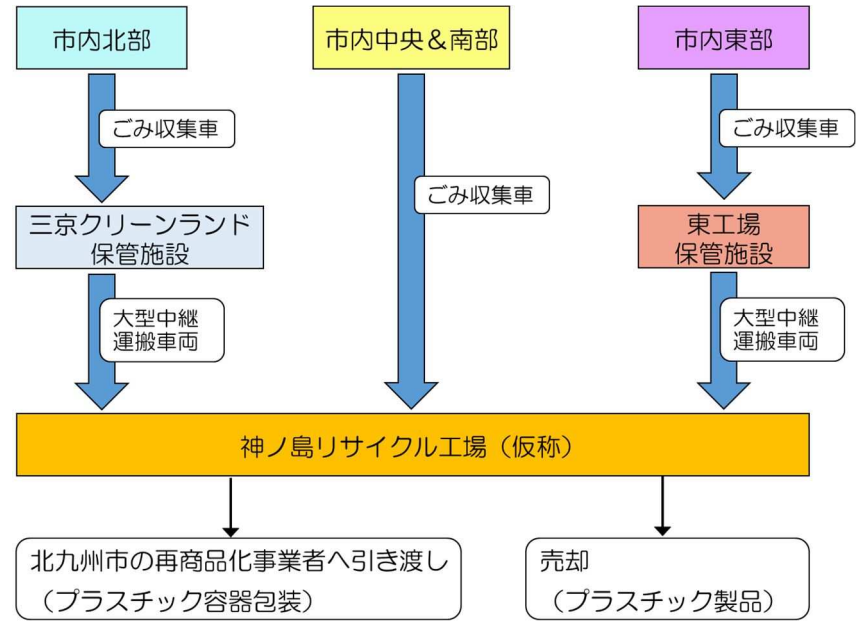
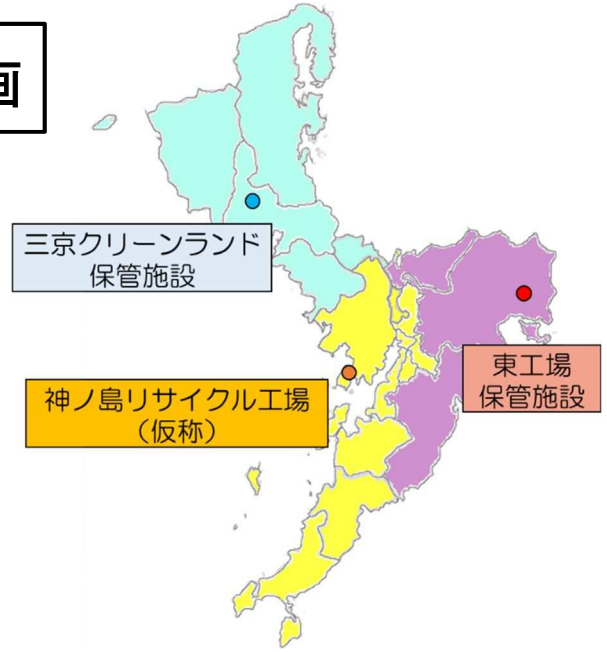


カ 実施の方法
 (ア) 収集・運搬

現状

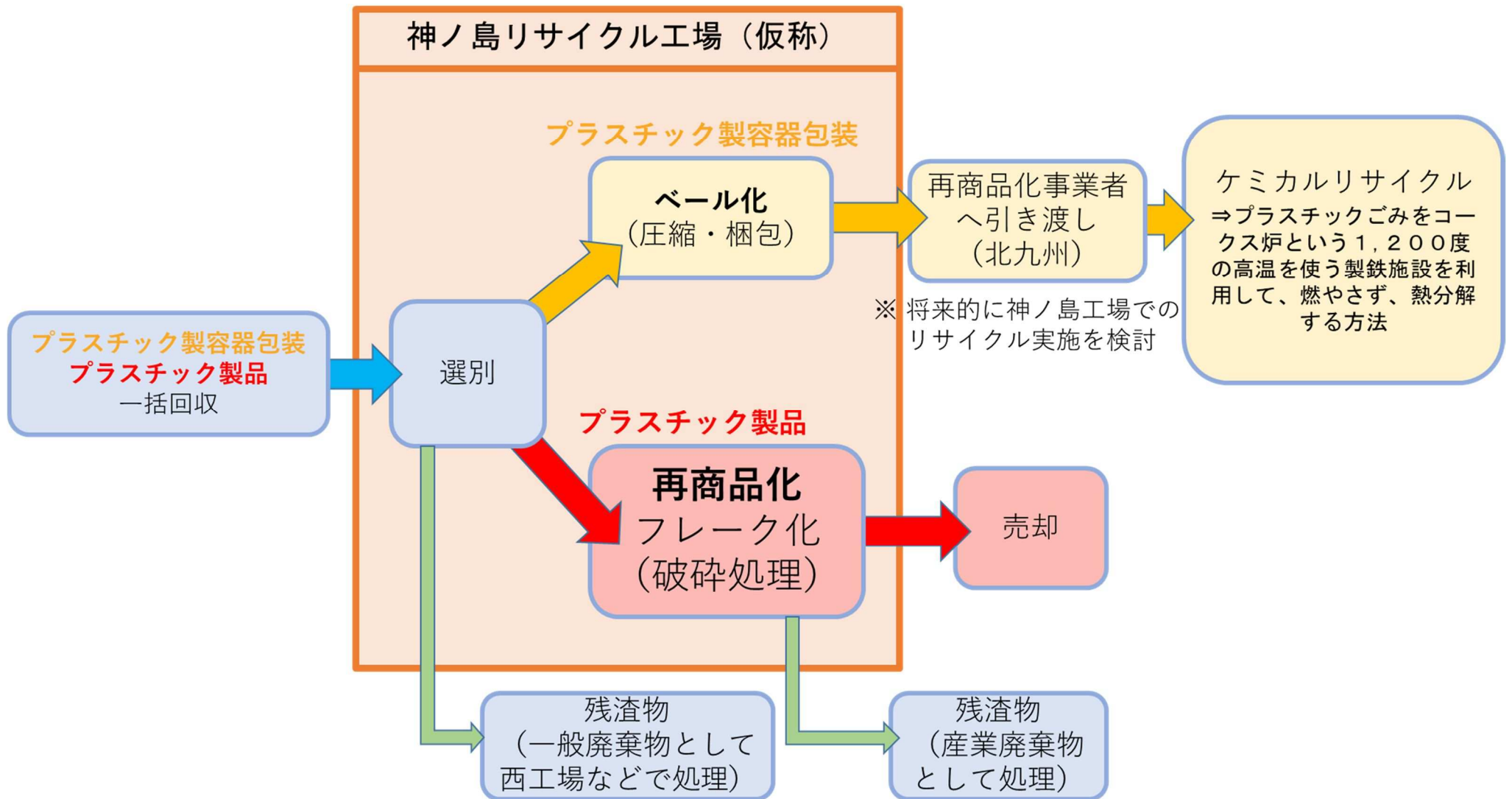


計画



(イ) 選別・再商品化

神ノ島リサイクル工場 フロー図



◎ベール化とは？



ベール：プラスチック製容器包装をサイコロ状に圧縮、梱包し運びやすくしたもの

1個あたり大きさ

高さ、幅、奥行
各1mほど

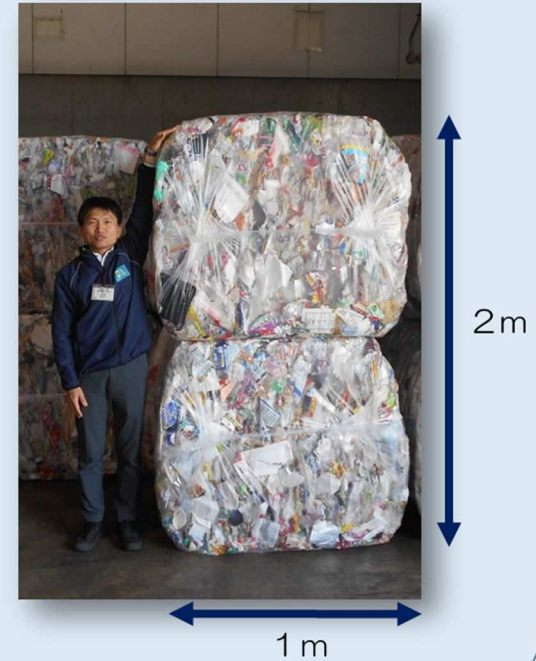
1個あたり重さ

- ・東工場 210kgほど
- ・三京 300kgほど

搬出量（R5実績）

- ・東工場
トラックに32個積んで毎日1台（7t）搬出
- ・三京クリーンランド
トラックに28個積んで毎日1台（8.4t）搬出

※ 東工場 ベール写真



イメージ



◎フレーク化とは？

⇒収集したプラスチック製品を破砕機を用いて小さく破砕すること

参照: <https://enmajapan.jp/example/>株式会社エコロ%E3%80%80硬質プラスチック再生ライン-2/

(4) 期待される効果

- ア プラスチック類の焼却減少に伴う CO2 の削減
- イ 市民の分別の簡略化
- ウ リサイクル率の向上(約 1.0～1.5%増) ※令和4年度実績13.3%
- エ 民設民営のため市の選別施設が不要となり市の負担軽減
- オ 市内での再商品化等に係る雇用促進
- カ プラスチック製品の再商品化に係る委託料の地域内循環

(5) 今後のスケジュール

- | | |
|---------------------------|--|
| ～令和 6 年 8 月 | 再商品化計画策定(環境省協議等含む) |
| 令和 6 年 9 月～
令和 7 年 1 月 | 都市計画審議会、廃棄物処理施設設置の許可 |
| 令和 7 年 2 月～
令和 8 年 2 月 | 事業者によるリサイクル施設建設 |
| 令和8年 10 月 | 全市的な一括回収及びプラスチック再商品化事業の開始
※開始前にモデル事業を実施(時期未定) |

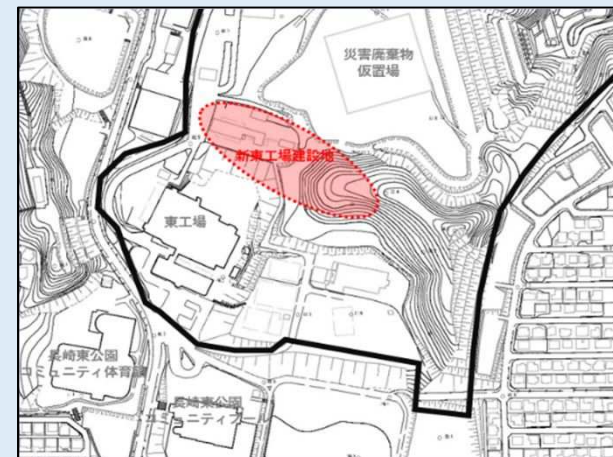
4 新東工場建設工事の現状について

(1) 事業概要

本事業は、昭和63年の稼働開始後、約36年が経過する現東工場の老朽化に伴い、DBO方式(※1)による新東工場整備運営事業において、新東工場の建設を行うもの。

ア	施設の種類	ごみ焼却施設(エネルギー回収型廃棄物処理施設)
イ	建設場所	長崎市戸石町88番地10を含む都市計画決定区域内
ウ	処理能力	210t/日(105t/日×2炉)
エ	処理方式	全連続燃焼式ストーカ炉
オ	事業方式	DBO方式(公設民営)※1
カ	全体事業費	311億2,890万円
キ	契約概要	
(ア)	(建設工事)	
	契約相手方	三菱・フジタ・MHITC特定建設工事共同企業体
	契約額	213億3,890万円
	建設期間	令和4年9月9日～令和8年6月15日
(イ)	(運營業務)	
	契約相手方	長崎東エコクリエイション(株)(SPC:特別目的会社)
	契約額	97億9,000万円
	運営期間	令和8年6月16日～令和28年6月15日(20年間)

【建設地位置図】



※1 DBO(Design(設計)-Build(建設)-Operate(維持管理・運営))方式

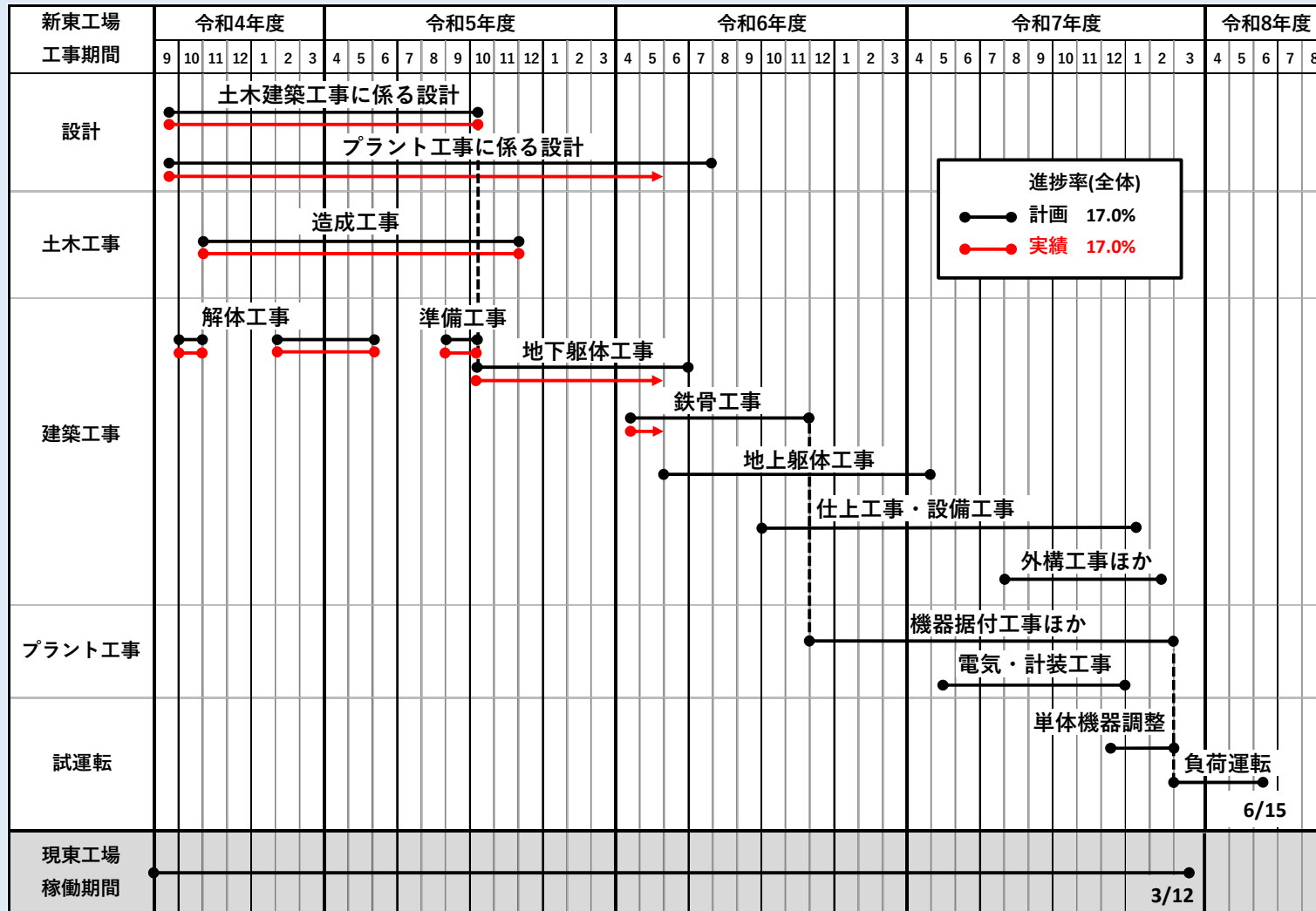
公共が、施設整備に必要な費用の資金調達を自ら行い、公共が所有権を有したまま、設計・建設から、長期の運営・維持管理に至る事業で必要となる全ての業務を民間に一括発注する方式のこと。

(2) 事業状況

令和8年6月16日の供用開始に向け計画どおりに進捗している。令和5年11月に造成工事が完了し、現在は建築工事を行っており、令和6年12月からは建築工事と並行してプラント工事に着手する予定である。

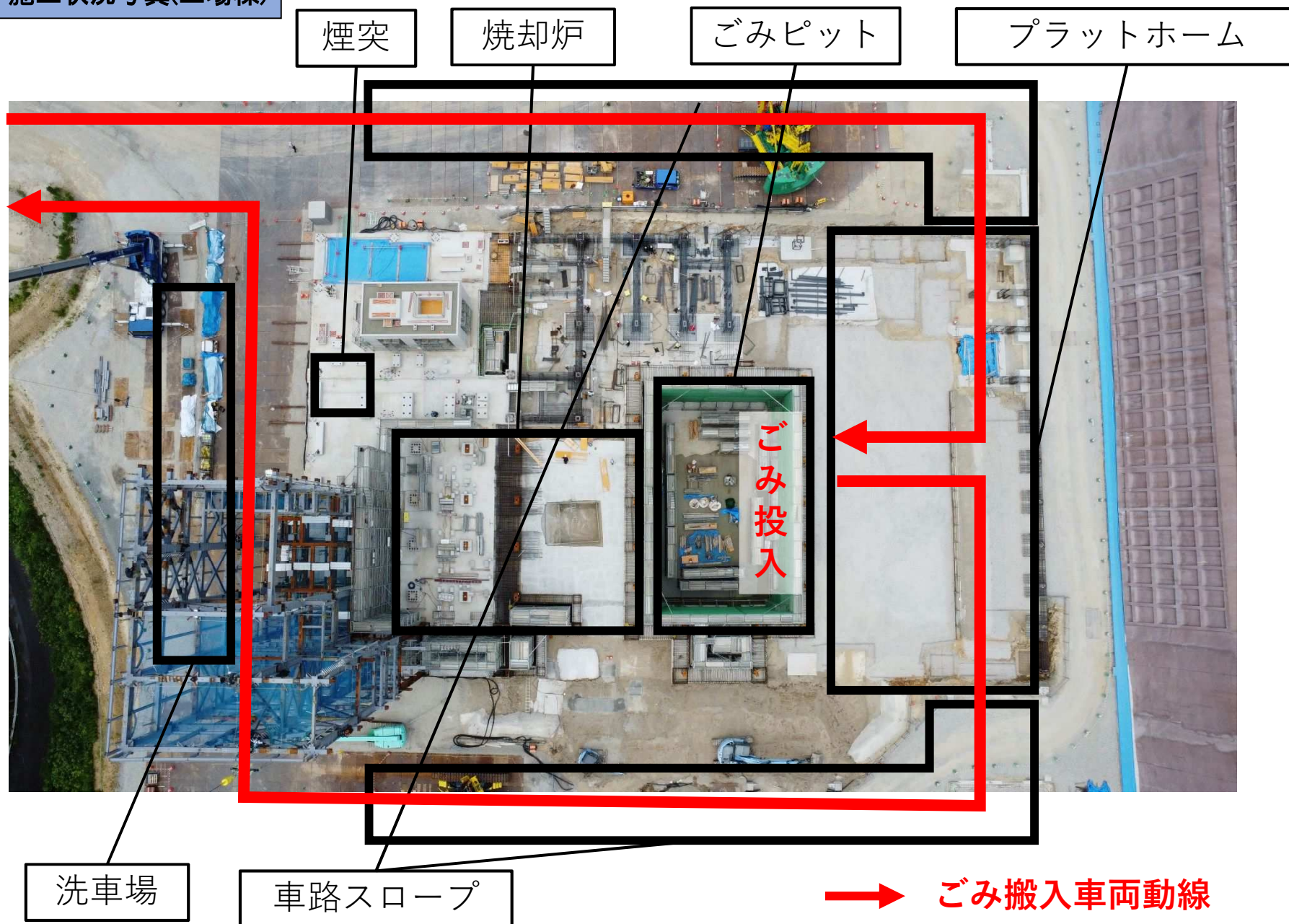
(3) スケジュール

令和6年5月末時点



(4) 施工状況写真(工場棟)

令和6年5月下旬時点



【新東工場工事現場写真】

令和6年5月下旬時点



【新東工場イメージパース】

南西（現工場側）からの鳥瞰

